

放射線安全管理功労・環境放射能対策功労者審査要領細目

放射線安全管理功労・環境放射能対策功労表彰委員会

1. 表彰対象者

表彰対象者は放射線安全管理功労・環境放射能対策功労者審査要領2. (1) (2) のいずれかに該当する者とするが、具体的には以下に掲げる者を原則とする。

(1) 放射線安全管理功労者

1) 表彰対象中イ. に該当する者

放射性同位元素等の取扱いに係る安全管理業務に10年以上従事し、その間、安全意識のもとに当該安全管理業務を確実に遂行することにより安全確保を実現した者。

2) 表彰対象中ロ. に該当する者

放射性同位元素等の取扱いに係る安全管理業務を行い、安全管理に係る調査・研究等について優れた成果を上げた者。

(2) 環境放射能対策功労者

1) 表彰対象中イ. に該当する者

環境放射能対策に係る業務に10年以上従事し、その間、当該業務を確実に遂行するとともに、業務能率の増進、業務の合理化等の活動実績が顕著である者。

2) 表彰対象中ロ. に該当する者

環境放射能対策に関する業務を行い、調査・研究等について優れた成果を上げた者。